

【新規事業】令和7年度・令和8年度事業計画（各局区別一覧）

（参考3-2）

カテゴリ	令和7年度の事業計画	令和8年度の事業計画	担当局等
⑬「重層的支援体制」の推進	<p>○ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組</p> <p>令和6年11月6日に、「ケアラーに対する支援の推進に関する条例」が、市議員全員による共同提案のうえ全会一致で可決され、11月11日の介護の日に施行されたことを機に、社会全体におけるケアラー支援に関する機運の醸成を図るとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く市民に対し周知啓発・情報発信に取り組み。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市のケアラー支援の情報を「京都市情報館」において一元的に発信。</li> <li>ケアラーの置かれている状況や、支援が必要な方の相談先等を記載したリーフレット等を作成する。併せて、ケアラーの認知度向上を図るためのキャッチコピー・シンボルマークを公募、作成する。</li> <li>条例制定を記念したシンポジウムの開催や、様々なイベントにおいて、ケアラーの当事者に限らず、広く市民に対し啓発活動を行う。</li> <li>中小企業等の従業員の介護離職の防止に向け、介護保険制度や相談支援機関についての周知啓発を実施する。</li> </ul>	<p>○ケアラーに対する包括的な支援体制の構築</p> <p>ケアラーの相談を包括的に受け止め、必要な情報の提供や支援につないでいくため、ケアラーに関する相談窓口を設置するとともに、機運醸成に向けた周知啓発、情報発信に取り組み。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <p>（ケアラーに関する包括的な相談窓口）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアラーの相談を包括的に受け止め、必要な情報の提供や支援につなぐ</li> <li>当事者や支援者が作る居場所やピアサポートにケアラーをつなぐ</li> <li>ケアラー（元ケアラー）の活躍の場を見出すための情報提供</li> <li>ケアラー支援に関する情報収集や調査・研究につなげる等の取組</li> </ul> <p>（機運醸成に向けた周知啓発、情報発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアラー支援に係るポスターやリーフレットの掲出、動画の放映</li> <li>市民や関係機関等を対象とした研修</li> <li>中小企業向けの福祉制度の説明会等の開催</li> </ul>	保健福祉局
⑤見守り・相談支援活動の促進	<p>○ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業</p> <p>民間事業者が開発したICTツールを導入し、行政や関係機関に加えて、地域住民が見守りに協力できる仕組みを導入し、地域における見守り体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が開発した検索アプリの導入</li> <li>緊急連絡用ステッカーの交付</li> </ul>	<p>○ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業</p> <p>市民・事業者や関係機関に対し「みまもりあいアプリ」のダウンロードによる協力や、行方不明事案発生時の活用を呼び掛けるとともに、認知症により行方不明となるおそれのある方を介護されている家族等を対象に、「みまもりあいステッカー」を無償で給付する。</p>	保健福祉局
⑥居場所づくり、社会参加の取組の推進	<p>○地域資源を活かしたつながり・支え合い創出事業</p> <p>各区役所・支所が、地縁団体や企業・大学・福祉関係団体・NPOなどの多様な主体と協力し、学校や公園をはじめ地域の身近な公共空間等を活用して、地域住民の興味・関心を入り口とした、多様な人が来やすく、無理なく楽しい「場」づくりをコーディネートし、これまで地域活動に参加したいが参加できていない層や、地域の多様な主体の混ざり合いを進める。また、「場」に参加した地域住民や地域の多様な主体が、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域の活動や新たな「場」づくりに参加・参画する循環を描けるよう、活動の魅せる化や活動間のネットワーク化を進めることで、地域の中でのつながりや支え合いから、担い手不足等の地域課題の解決や持続可能な地域コミュニティの実現を目指す。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域学校協働活動推進員の試行的な配置（教育所管分）</li> </ul> <p>原則、各区役所・支所の所管区域の学校に、各1名を試行的に配置し、学校運営協議会をはじめとした地域学校協働活動の企画、運営や連絡調整、地域の方々の居場所や出番づくりに関わる。</p>	<p>○学藝衆をはじめ地域資源が輝くまちづくりの推進（R7「地域資源を活かしたつながり・支え合い創出事業」の充実）</p> <p>区地域コミュニティHub（以下「区Hub」）が中心となって、多様な主体の知見・専門性を活かし、思わず参加したくなる場づくりや、参加者の主体性を引き出し、次なる活動への参画に繋げるコーディネートを進めるとともに、地域の匠や語り部など京学藝衆による夢中になれる学び合いを通じて、ゆるやかでひらかれたつながりを創出する。</p> <p>また、地域学校協働活動推進員と区Hubの協働の下、多様な主体によるつながり・支え合いや、交ざり合い・学び合いの場づくりを一層推進する。</p> <p>さらに、区Hubと図書館による連携プロジェクトとして、西京区役所及び洛西支所の庁舎や庁舎前スペースを本のある居心地の良い空間にアップデートし、若者の居場所や地域の交流拠点となるサードプレイスを多様な主体と共に創り上げる。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域学校協働活動推進員の配置拡大（教育所管分）</li> </ul> <p>「地域・学校・関係機関をつなぐ架け橋」として、地域住民・団体の新たな交流の場の創出等に寄与している地域学校協働活動推進員を配置拡大し、学校運営協議会・地域学校協働活動の充実を図る（※）とともに、地域学校協働活動推進員と区Hubの協働の下、学校施設を活用した多様な主体によるつながり・支え合いや、交ざり合い・学び合いの場づくりを一層推進する。</p> <p>※推進員の配置 令和7年度：14校→令和8年度：25校</p>	文化市民局 教育委員会
⑭地域生活における多様な課題に対応する事業の充実	<p>○中央保護所跡地の活用による生活困窮者支援団体等の連携と交流の場の創出</p> <p>中央保護所廃止後の建物について、これまでから実施している地域で困りごとを抱える方等の居場所づくりの場としての活用に加え、生活困窮者支援団体の活動拠点及び支援団体間の連携と交流の場として活用を図る。</p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援者・支援団体が集まる場の創出</li> <li>各支援者・支援団体における支援対象者の抱える課題等を共有し、解決に向けた意見交換や情報共有等を行う。</li> <li>支援者・支援団体間のネットワーク構築</li> <li>各支援者・支援団体が効果的な支援を行うための連携に向けた支援者・支援団体間のマッチングを支援する。</li> <li>支援対象者への支援者・支援団体の紹介及びつなぎ</li> <li>支援対象者が抱える課題を解決できるよう、支援者・支援団体の紹介及びつなぎを実施する。</li> <li>その他</li> </ul> <p>福祉人材の育成研修等を行う。</p>	<p>○下京総合福祉センターにおける生活困窮者支援団体等の連携と交流の場の創出</p> <p>下京総合福祉センター（中央保護所廃止後の建物）については、これまでから実施している地域で困りごとを抱える方等の居場所づくりの場としての活用に加え、生活困窮者支援団体の活動拠点及び支援団体間の連携と交流の場として活用を図る。</p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援者・支援団体が集まる場の創出</li> <li>各支援者・支援団体における支援対象者の抱える課題等を共有し、解決に向けた意見交換や情報共有等を行う。</li> <li>支援者・支援団体間のネットワーク構築</li> <li>各支援者・支援団体が効果的な支援を行うための連携に向けた支援者・支援団体間のマッチングを支援する。</li> <li>支援対象者への支援者・支援団体の紹介及びつなぎ</li> <li>支援対象者が抱える課題を解決できるよう、支援者・支援団体の紹介及びつなぎを実施する。</li> <li>その他</li> </ul> <p>福祉人材の育成研修等を行う。</p>	保健福祉局

カテゴリ	令和7年度の事業計画	令和8年度の事業計画	担当局等
⑫多様な主体の参画による地域づくりの推進	—	<p>○学生・企業等と地域との連携促進事業 住んでいる地域だけではなく、勤務先や通学先での地域活動を推進するとともに、企業、大学等の多様な主体が、それぞれの得意分野や専門性を活かしながら、地域活動に主体的・継続的に参加するためのきっかけづくりや伴走支援等を行う。</p>	文化市民局
①互いに認め合う地域づくりの促進	—	<p>○人権に関する市民意識調査の実施 現行の「京都市人権文化推進計画（以下、「次期計画」という）」の計画期間が令和9年度末で満了となるため、次期計画の策定に向け、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状などを調査し、人権施策全般に関する状況を把握する。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：市内に居住する18歳以上の市民3,000人（外国籍市民を含む）</li> <li>・調査期間：2週間程度</li> <li>・調査手法：郵送により対象者へ調査書類一式を送付 回答方法は、返信用封筒により返送もしくはWEBフォームで回答</li> </ul>	文化市民局
⑭地域生活における多様な課題に対応する事業の充実		<p>○介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの充実 要支援者等の高齢者の日常の困りごとについて、地域における多様な主体による支え合い活動を推進していくため、総合事業において、市民主体のボランティアによる生活支援活動に対する補助制度を新たに実施する。</p> <p>1 対象団体 市民の主体的な活動として、要支援者等の居宅において生活支援（※）を提供する法人又は任意団体（※）買物、掃除、庭仕事、電球交換、移動支援など</p> <p>2 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（利用者の利用調整等を行う者に対する人件費） ：活動回数に応じて、月当たり定額1,000円～5,000円</li> <li>・活動費（ボランティア謝礼、通信運搬費、物品購入費、ボランティア保険料等） ：活動回数に応じて、月当たり上限5,000円～15,000円 ※車両による移動支援を行う場合は、月当たり上限10,000円～30,000円</li> <li>・新規立ち上げに要する費用 ：団体を立ち上げた年度に限り上限50,000円</li> </ul>	保健福祉局